

（設問）

Xは、Y及びZと共に、日頃から生意気だと考えていたVに暴力を振るって制裁を加えることとした。Xらは、Vと携帯電話で連絡をとり、言葉巧みにA公園駐車場にVを呼び出すことに成功し、同公園にY運転の自動車（Y車）で向かい、同所でVを待っていた。その後、Vが自動車に乗ってA公園駐車場に到着したため、Xは、Y及びZと一緒にその車両に近付き、Xが運転席のドアを開け、運転席にいたVの顔面を手拳で数回殴打し、同人を車外に引きずり出した上、Y及びZが、顔面や腹部等に対して殴る蹴るの暴行を加えた（第1暴行）。Vは、この第1暴行により反抗を抑圧され、抵抗できない状態になった。Xは、Y及びZの暴行を見ていたが、途中で「やりすぎだ。」と感じて両者を制止したため、両者はVに対する暴行を中止した。そして、Xは、Y及びZに対し「俺が話をする。」と言ってVを暴行の現場から少し離れた公園内のベンチのところへ連れて行き、大丈夫かという趣旨の問いかけをしていたが、この様子を見ていたYとZは「Xは生ぬるい。」と感じて、立腹し「何やってんだ。」などとXを怒鳴りつけたため、Xは「少し、待ってる。」などと言いつ返したが、このやり取りで興奮したYから、いきなり顔面を殴打されて転倒し、気を失った。Y及びZは、さらにVに制裁を加える必要があると考え、VをY車に乗せた上、気を失っていたXをA公園に置き去りにしたまま、B港岸壁に向けて出発し、同岸壁に到着した後、Vを車外に引きずり出し、同所において、Vの顔面を手拳で殴打する等の暴行を加えた（第2暴行）。上記一連の行為の結果、Vは顔面挫傷、左頭頂部切傷等の傷害を負ったが、それが、第1暴行のみによるものか、第2暴行のみによるものか、両者あいまって生じたものか、その特定はできなかった。

（問1）

共同正犯に関する「一部実行全部責任の法理」とは、どのような法理か述べた上で、一部実行全部責任の法理が認められる根拠について、簡潔に説明しなさい。

（問2）

因果的共犯論とは、どのような理論であるか、簡潔に述べなさい。

（問3）

（設問）におけるXの罪責について論じなさい。